

令和2年度 第17回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	令和3年3月2日(火) 10時00分～12時02分
開催場所	横浜市役所18階 みなと6・7会議室
出席委員	奥委員(会長)、岡部委員、押田委員、片谷委員、木下委員、田中稲子委員、中村委員、藤井委員、堀江委員、宮澤委員、
欠席委員	菊本委員(副会長)、五嶋委員、田中伸治委員、横田委員
開催形態	公開(傍聴者 3人)
議 題	1 (仮称)相模鉄道本線(鶴ヶ峰駅付近)連続立体交差事業 環境影響評価準備書について 2 横浜市現市庁舎街区活用事業 環境影響評価準備書について 3 横浜市環境配慮指針一部改定について
決定事項	令和2年度第16回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する
<p>議事</p> <p>1 令和2年度第16回横浜市環境影響評価審査会会議録確定 特に意見なし</p> <p>2 議題 (1) (仮称)相模鉄道本線(鶴ヶ峰駅付近)連続立体交差事業 環境影響評価準備書について ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。 イ 質疑</p> <p>【奥会長】 前回の審査会におきましては、数多くの御指摘を頂いたところですが、中でも、更に追加で事業者からの補足説明を次回以降の審査会で求めるべきものがあるかどうか。もしくは、評価書段階での記載の充実を図っていただければ良いかどうか、という仕切りを私の方でしっかりと、仕分けを十分にしていないままに前回審査会を終了してしまいましたので、本日改めて、次回の審査会で事業者から補足説明をしていただきたいという項目について、確認をさせていただければと思います。</p> <p>まず、本日、横田委員は御欠席ですけれども、横田委員の御指摘がありました生物多様性の所ですね。「生物多様性4-12・-13・-14」ここにつきまして、横田委員からコメントを頂いているということですね。事務局から横田委員のコメントと、それから個別に項目の確認でしょうか。そちらをまずお願いしたいと思います。</p> <p>【事務局】 はい、それでは、横田委員から頂きましたコメントをそのまま読み上げさせていただきます。</p> <p>【奥会長】 はい。</p> <p>【事務局】 「本事業の環境保全措置について審査会で審議される機会是最後ですので、これまであげられた諸懸念への対応方法については、具体的な文章や資料でこの審査会にお示しいただきたいところです。</p> <p>これまで評価書段階で追加記載していただきたいと総括されている事項について、現状では事業者としての考えを述べるのみに留まっていま</p>	

す。したがって、どのような追記をされる予定か、資料として具体的にしたもの審査会にお示しいただく必要があると考えています。

生物多様性について述べますと、動物の事後調査については、排水時の水質について観測することでの対応としており、物理的改変への保全措置の記述が不足しています。親水緑道沿いを生息環境としている動物種、たとえばトンボ類（注目すべき種ですとハグロトンボなど）や、住民の方が放流して定着したホタル類への影響について、工事計画においてどのような保全措置とその検証をされるのか、改めて具体的にした上で、補足説明をしていただきたいと思います。

特に、「工事中の開削範囲や切り回しの方法について、現時点でどのように影響範囲を最小化しようと考えているのか」、「やむを得ず分断が発生する場合に、動物への影響をどう低減・代償し、植物の移植はどの範囲でどのように行うのか」、「改変による水生生物への影響のモニタリングを実施するのか」は、重ねて具体的にしていきたい点です。

施工計画が具体化していない場合でも、類似の先行事例をもとに説明を加えるなど、具体的にイメージしやすい文章や資料を審査会の場でお示してください。」というのが先生からのコメントになっております。

【奥会長】

はい、分かりました。

それでは、ただ今、横田委員から提出していただきましたコメントについては、次回以降の補足資料を基に説明を求めるということでよろしいでしょうか。

宮澤委員、今の関連ですか。それ以外の個別項目についても、これから確認していきますが、今の関連でしょうか。

【宮澤委員】

今の関連です。

【奥会長】

はい、お願いします。

【宮澤委員】

前回もこの辺は議論になったかと思いますが。今回の親水緑道の鶴ヶ峰駅の設置と新設と、それから緑道の関係では、結局、該当部分の、河床とか法面を全部どかして、排除して、そして新しく造る。その後、自然を再生するのだと思うのですが。結局その場合に、それまであった生物相をどのように残すか、保全するかということが問題になっている。そして、その後再生するにはどういう方法で、どのように再生するのが最も望ましいというかの議論になるのかと思うのです。そのことを横田委員は具体的にお話いただいたと思うので、その視点に立って、今回の工事は破壊と再生の問題なのだとするところを、位置付けをはっきりさせてきちんと記載をというか、検討をしていただきたいと思います。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。

今の御意見も事業者の方に伝えていただければと思います。

では、横田委員のコメントに関連して他にございますか。なければ他の項目で補足説明を求めべき事項の確認をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局お願いします。

【事務局】

まず指摘事項等一覧の5ページを御覧いただけますでしょうか。「廃棄物7-3」につきましては、奥会長からの御指摘となっておりますが、御意見いかがでしょうか。

【奥会長】

こちらは、さほど労力を要する作業ではないと思いますので、是非、

一覧の表にして、「鉄材」ですとか、それから「バラスト」。「レール」や「まくらぎ」は事業者からは、説明の中で言及がありませんでしたけれども。できれば、混合廃棄物まで含めて一覧表にして、排出量と再利用量もしくは再資源化率ですね。再利用、再資源化率が示せない場合は、「— (バー)」か何かで良いと思いますが、全て一覧表にして出していたきたいというふうに思います。

【事務局】

ありがとうございます。

続きましては、同じ5ページになりますが、「大気質8-1から4」につきましては、片谷委員からの御指摘になります。片谷委員、御意見いかがでしょうか。

【奥会長】

片谷委員、お願いします。

【片谷委員】

前回、冒頭で私が事業者のアセス手続に対する姿勢に関する基本的なことを発言したのですけれども。ある程度は、理解されたとは思っておりますけれども、まだ十分ではなさそうということが分かりました。

今回、それに対する、今横田委員もおっしゃったことなのですけれども、横田委員の紹介された御意見にもあったのですけれども、加筆、修正の案が出てくるものだと思っていたのですけれども、それが出てきていないという状況で、それですと、次の評価書が出てきて、それが最終で事業者一任みたいな形で終わってしまうことになりかねないので、まだ準備書の審議をしている間に指摘した事項に対する修正案を出していただきたい。私の意見ですと、最初の「できる限りを入れてください」というのは、議事録に残っていますので、担保されるので良いのですけれども、「事務局と相談します」といったような記載になっている所に関しては、具体的な追加とか修正の案を出していただかないと、適切な措置が手続上で行われたかどうかを確認ができないので、それは是非出していただくように事務局から事業者に指導していただきたいということです。

他の大気以外のことに関しても、先ほどの横田委員のもありますし、色々多くの指摘が出ていることに対しては、やはり準備書の審査段階で、もっと確認をできるような進め方にしていただきたいというのを指摘しておきたいと思います。私からは以上です。

【奥会長】

ありがとうございます。

それでは、「この補足資料を作って次回説明してください」と明確に言わないと、そのように対応していただけないような状況になってしまっているのです。今、片谷委員からありましたように、基本的にはこれまでの審査会で指摘された事項について、しっかりと資料を作っていただいて、書面をもって説明もしていただくと、できる限り現時点で、説明できる部分についてはしっかりと説明していただくという、それが基本スタンスだということを事業者にお伝えいただいて、本日事務局に確認していただきました項目については、特にしっかりと補足資料を作っていただいて、その上で御説明いただくということで、事業者に伝えていただければと思います。他の点につきまして、いかがですか。念を押してこれについての情報をしっかりと準備書段階で出してください、というようなことがございましたら、他の委員の方もお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか、大丈夫ですか。ありがとうございました。

では、本日出していただきました事項、全体に関しまして、特に御質問、御意見などございませんようでしたら、次の審査会ですね、補足資料を事業者の方で作っていただきまして、説明をしていただくという、そういう段取りで進めていきたいと思っております。そのように事業者の方にも事務局からお伝えいただければと思っております。よろしいでしょうか。

【事務局】 はい、承知いたしました。そのように伝えておきます。

【奥会長】 はい、よろしく願いいたします。

(2) 横浜市現市庁舎街区活用事業 環境影響評価準備書について

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

イ 質疑

なし

ウ 補足資料について事業者が説明した。

エ 質疑

【奥会長】 今、御説明のありました内容について、御意見、御質問などございましたらお願いしたいと思います。挙手をして頂ければ指名をさせていただきます。それでは、片谷委員、よろしく願いします

【片谷委員】 御説明ありがとうございました。具体的な修正案を出していただけると、こちら判断がしやすくなるので、大変良いことだと思います。私が発言した内容に関する対応に関しては、どちらかと言えば「上がるのは仕方がないけども、最大限抑える、というような姿勢を示していただく」ということを求めたような意見でしたので、それに対応した修正を考えていただいたということで、その修正の内容に関しては、了解しました、ということで、あとはそれを確実に実行していただくということを、重ねてお願いしておきたいと思っております。

あと、前回発言をし忘れたことに関する発言は後程、別にさせていただきます。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。他の委員の方からいかがですか。今の補足説明に対して何かございますでしょうか。特に無いようでしたら、本日御欠席の田中（伸治）委員、菊本委員、五嶋委員、3名の方からの御指摘も踏まえた修正案を示されておりますけども、事務局にお伺いしますが、御欠席の委員からの何かコメントなどありましたら、御紹介ください。

【事務局】 事務局でございます。今回の補足資料については、まだ御欠席の委員の方々からの御確認までは至っておりませんので、この審査会の後に確認してまいりたいと思っております。

【奥会長】 はい、分かりました。それでは、片谷委員に先に出していただきましょうか、追加でありますでしょうか。

【片谷委員】 この補足資料ではないのですけれども、前回指摘というか、質問し忘れた点がありまして、1点目は「大気質」のところなのですけれども、前回申し上げて補足資料（p. 補足資料-8）で対応していただいているのですけれども、大気の「環境基準」とか「（環境）保全目標」の話ですね。どの案件でも発言させていただいているのですが、（二酸化窒素の日平均

値の年間98%値が)「0.06」(ppm) というのは上限値であって、それを(環境) 保全目標にするのは、正しくないわけで、横浜市も、今全国で多くの自治体がやっているのと同じように、「0.04ppm」という目標設定を表に確か出されていたと思うのですけれども、その事情を、もし出来たら事務局から説明していただけますか。

【事務局】 事務局でございます。横浜市でも今の点につきまして「生活環境保全推進ガイドライン」というものを定めてございます。片谷委員がおっしゃったとおり「環境基準」については、横浜市でも同じなのですけれども、(二酸化窒素について)「日平均値が0.04 ppm から0.06 ppm までのゾーン内、又はそれ以下であること」としておりましたが、横浜市の「環境目標値」としましては、「環境基準のゾーン下限値0.04 ppm」を環境目標値とするということで定めている状況でございます。

【片谷委員】 ありがとうございます。そういう横浜市の方針もありますので、今現在「0.04」(ppm)を超過している場所であれば、すぐに「0.04」(ppm)を切るレベルまで下げるというのは無理な面もあるのですけれども、ただやはり、方針というか方向性としては市の「0.04」(ppm)という「(環境) 目標値」を意識した事業の進め方を是非お願いしたいというのが、1点目です。これは事業者の皆さんに対する強い要望と受け止めていただければと思います。

続けてもう1点あるのですが、よろしいですか。今日の事務局で整理された資料(事務局資料「指摘事項等一覧」の意)でも、「風害」のところは空白になっていたのですけれども、前回(の審査会時点では)図書(準備書)を十分読みきれてなかったこともあって、発言しなかったのですけれども、その後、詳しく見てみますと、ちょっと懸念があるということで、追加になってしまって申し訳ないのですが、発言をさせていただきます。

図書(準備書)の本編の6の10節(6.10 風害)に、詳細な予測評価をいただいています。風洞実験もしていただいて、その手法自体には全く問題はない、というふうに見ておりますが、予測結果の受け取り方ですね、今図書(準備書)を開いていらっしゃる方が多いかと思うのですけれども、風環境ではランク1、2、3という表現をよく使います。予測結果だとランク3が出てしまう(第6.10-21頁のケース2)ので、保全措置をしてランク3を最小限に抑える(第6.10-22頁のケース3)、という評価になっているのですけれども、やはり現況(第6.10-20頁のケース1)に比べて、(防風植栽のケース3では)ランク3は確かにそんなにたくさんは出てないのですけれども、ランク2も現況よりも増えている状況にありますので、「風環境はある程度悪化する」ことが予測結果からも見えます。(環境) 保全措置をした結果であるケース3というのがあるのですけれども、ケース3を見ても、やはり「現況より風が強まる傾向」が出ていますので、これはやはり「大気質」(二酸化窒素)の(バックグラウンド濃度を加味した将来濃度に対する影響割合)「41.9%」と同じ様に、「最大限の(環境) 保全措置をする」という方針で取り組んでいただきたいというのが、追加の意見です。私からは以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。「風害」については、第6.10-19頁から第6.10-22頁あたりに、準備書の、該当ページで言いますと、今、御意見の

あったランクの推移が…。

【片谷委員】 第6.10-23頁に書いてある「評価」にちょっと疑問がある。要は「著しい影響を及ぼさないこと、が達成される」と言っているのですが、やはり「影響がある、と見る必要がある」と私は見えていますので、それを最大限に抑えこむ努力をする、という姿勢を是非出していただきたいという主旨です。

【奥会長】 はい、分かりました。第6.10-23頁の「評価」の文章の最後の部分ですね。「著しい影響を及ぼさない」ではなくて、及ぼさないようにどう配慮していくか、そういう姿勢を示していただきたい、という御意見ですね。

事業者の方から、今、片谷委員からございました2点について、何かこの場で御回答いただける内容はございますか。

【事業者】 御指摘に対して、ちょっと補足をさせていただければと思います。

まず、御指摘いただきました「風環境」が悪化というか、風が強い方に振れている、というのは御指摘のとおりかというふうには思っております。ランク3が対策後にも1点残っている（ケース3）というところも認識しております。準備書の「評価」のところにも書かせていただいておりますけども、今、防風植栽として設定しているもの以上、四季の折々の魅力を感じられるような植栽も今後行っていきます、というところで、まだこれから配慮していきます、ということは書かせていただいているというところがございます。

「風環境」の評価としましては、今、御指摘のあったとおり、ランクは風が強い方にずれていくわけですが、ランク3というのは、この場所の土地利用ですね、周りが事務所街であったり、ビル街である、というところを考えると、著しく不適切なものではない、というふうに考えているというところ（です）。

それから、（準備書の）資料編（3.7 風害）の方の記載になりますけれども、資料編には、風環境評価をかなり細かく数値を出ささせていただいております。ランク3の評価は、日最大瞬間風速で10m/sと15m/sと20m/sと3つの指標を使って評価していくのですが、今御指摘のところ、125番というポイントになります（準備書本編第6.10-22頁、資料編第3.7-27頁～第3.7-29頁）。資料編の、もしお手元にありましたら、第3.7-27頁をご覧くださいと、3つの指標のうち風速10m/sの指標の、その125番を見ていただくと、ケース3でランク2になっているのですね、日常的な、頻度の高い10m/sの風を見るとランク2におさまっている、ということも考えてですね、事業者としては、準備書の用意としては、ここまでの努力を書かせていただいて、更なる植栽を考えていきます、というところで、準備書を作成させていただいている、という状況でございます。

【奥会長】 今の点に関して、片谷委員、よろしいですか。

【片谷委員】 御説明の内容は了解しておりますけれども、やはり一般の通行される方もいらっしゃる場所になるはずなので、風は弱い方が良く、というのが基本ですので、とにかく、可能な限りの（環境）保全措置を御検討いただく姿勢で取り組んでいただきたい、ということだけ申し上げておき

ます。

【事業者】 ありがとうございます。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。「大気質」の「環境目標」についても、事業者の方、よろしいですか。

【事業者】 「環境保全目標」のたて方については、御指摘の内容をしっかりと検討させていただきまして、比較的今回は都市部の案件になるので、元々のバックグラウンド濃度として捉えられる、既存の常時監視局のデータがどんな程度か、というところも確認しつつ、適切な保全目標を検討させていただいて、事務局と相談のうえになるかと思うのですけれども、「評価書」の方で、より適切な保全目標を設定したうえでの、予測、評価の結果になるような記載をしたい、というふうに考えております。

【奥会長】 はい、よろしく願いいたします。他の委員の方、その他の点についていかがでしょうか。

他にないようでしたら、田中伸治委員から追加で御意見を出していただいているということですね。そちらについては、事務局から御紹介ください。

【事務局】 事務局でございます。田中伸治委員からの御質問をお伝えいたします。準備書の(6.12 地域社会)「交通混雑」に関する箇所についてです。そのまま読み上げたいと思います。

調査地点として7ヶ所の信号交差点を選定されていますが、準備書の第6.12-14頁、お手元にありましたらお開きください。第6.12-14頁です、③の部分です。渋滞長の調査は「地点7 ハマスタ入口交差点」で行われていないのはなぜでしょうか、ということで、現況で交差点処理が困難、交差点需要率が0.9超であるとか、車線混雑度が1.0超であるとか、いうふうになっているわけではない、になっている交差点はありません、とされておりますが、渋滞している場合に、停止線通過交通量を測っても、それは交通需要ではないので、正しい需要率を求めません。図6.12-9、この図はですね、準備書で言いますと、第6.12-39頁でございます。この図の6.12-9のフロー図にも示されているように、「需要交通量」の設定には、「自動車交通量」の状況だけでなく「渋滞・滞留の状況」の情報も必要です。地点7だけでなく、すべての交差点での渋滞・滞留状況の調査が必要と考えますが、いかがでしょうか。

という質問をいただいております。

【奥会長】 田中(伸治)委員から寄せられました、今の御質問について、事業者の方、この場で御回答いただけますか。

【事業者】 御質問の主旨は、今の事務局からの御説明の内容については理解いたしました。今日、回答の準備がきちんと整っておりませんので、これに関しましては、改めて情報を整理したうえでですね、御回答を差し上げたいと思っております。

【奥会長】 はい、分かりました。では、その様をお願いいたします。

他の委員の方は何かございますか。御質問、御指摘、大丈夫でしょうか。

本日、御欠席の委員の方にも、今日事業者の方から出していただきました補足資料を見ていただいて、御意見等がないかどうか、そこは事務局の方で確認をお願いいたします。

【事務局】 はい、かしこまりました。

オ 説明動画上映会の開催状況について事業者が説明した。

カ 質疑

【奥会長】 御説明ありがとうございました。ただいま、御報告ありました内容について、御質問などございますでしょうか。いかがでしょう、大丈夫ですか、特に委員の方からございませんか。

無いようでしたら、「アスベスト」についてなのですけれども、どこにどの程度アスベストが含有されているか、ということについて、調査結果とその対応策について、できるだけ、それが分かった、明確になった段階で早期に知りたい、という趣旨での御意見だったかなと思います。公表されるのは事後調査報告書の段階だということ、そういう回答ですね、事業者から回答が。そこまで待たないと明らかにならない、というそういうことでしょうか。おそらく、もう少し早く知ることはできないのか、というそういうお気持ちではないかなというふうに察するのですが、どうでしょうか。

【事業者】 (代表事業者の) 三井不動産です。「アスベスト」の調査関連については、調査を進めている状況にはあるのですが、途中でオリ・パラ使用が絡みますので、私たちが一旦調査を抜けて、オリ・パラが終わった後、また調査に再度入る、という二段階の流れになっていまして、その調査が終わるのが頑張っても年内というところございますので、なかなかちょっとスケジュールには乗ってきてないところになりまして、全て終わった状況での御報告書をさせていただきたいという意味で、時期的に事後(事後調査報告書)というところになっている、という認識でいただければと思っています。

【奥会長】 事後調査報告書を横浜市に正式に提出した後でないで、正確な情報が出せないという、そういう御回答ですか

【事業者】 はい。

【奥会長】 分かりました。もう少し早くというお気持ちだろうということは、できればそれに答えられないかなと思いますが、それが無理だということであれば致し方ないのかもしれませんが。

他はいかがですか、よろしいでしょうか。それでは、特に追加でないようですので、事業者の皆様、本日はありがとうございました。

キ 審議

【奥会長】 それでは、審議に入ります。御質問や御意見、ございましたら、お願いしたいと思いますが、よろしいですか、追加で特にございませんか。

他に特にならなければ、本件に関する審議はこれで終了といたします。

(3) 横浜市環境配慮指針一部改定について

ア 事務局資料について事務局が説明した。

イ 質疑

【奥会長】 御説明ありがとうございました。ただいま報告いただきました内容について、御質問などございますでしょうか。はい、藤井委員。その後、

木下委員、お願いします。

【藤井委員】 すみません、(資料編の)資料4のところなのですが、これらの写真というのは、もう少し大きく見せるということはできないのでしょうか。ちょっと実際に色々図や写真が載っていて(それらが)結構小さくて、中身が読み取りにくいなと思ったのですが、それをもっと大きく示すのは可能なかどうかを、ちょっとお聞かせください。

【事務局】 事務局でございます。そうですね、これだけの数を載せるとなると、なかなかこれ以上大きくするというのは難しいところなのですが、そうですね、大きくするとしたら、例えば3ページに跨る(ようにする)とか。見開きの時にぱっと見て分かるというようにしたので、(1つ1つを大きくすると)ページ数を増やすという形になるか、あるいは写真を削減するか、という形になるかとは思いますが、いかがでしょうか。

【藤井委員】 はい、了解しました。ちょっとインターネット上で見ていて、特にこれがまたスマホなどで見る人がいた場合に、ちょっと見られないだろうなとちょっと思ったので、改善できないかなと思ったのですが、まあ難しいようであれば、はい、仕方ないと思います。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。藤井委員、以上ですか。

【藤井委員】 はい、以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。では、木下委員、お願いします。ミュートを外してお願いします。

【木下委員】 失礼しました。グリーンインフラの中でございますけれども、資料で例えばですね、横浜市環境配慮指針の例えば(本編の)「道路」の部分をお覧いただきたいと思うのですが、「別記」の「事業別の配慮事項」の中の、例えば「道路の建設」のところですが、この「基本的な配慮事項」、上の方ですね、(1)の所については、その「まとまりや連続性のある農地・樹林地」と書いてありまして、言うならば、その環境アセスの対象地域、いわゆる事業地区とその他の地区との繋がりと言ったようなものについても、その配慮をしていきたいと思いますというふうに書いてあって、これは昔と変わっていないだろうというふうに思っています。

その視点から見た場合に、(5)の中にですね、そのまとまりや連続性、例えばそのアセスの外側の例えば緑地とか、例えばその里山とか、それから田畑と言ったようなものとのその連携というものを、この計画配慮時点で考えていくという視点から考えると、その「まとまりや連続性のある」というものが、(5)の中に入っているといいのではなかろうかと(考えます)。

そういうことをすることによって、このアセスの宿題だけでなく、その周辺とのグリーンインフラとの繋がりというものが出てくるのではなかろうかな、というふうに思うのですが、いかがでしょうか。

【事務局】 はい、事務局でございます。ありがとうございます。1番(基本的な配慮事項(1)の意)もですね、もちろんグリーンインフラと関連していく、というところでございます。なので、先程のですね、(資料編の)資料4のところ最後の表のところにあった通りなのですが、5番(本事業に係る配慮事項(5)の意)以外にも幾つかの所でグリーン

インフラというのが関連していく、ということは事業者に対する助言や指導のところでは示していくというところでございます。

また、そういった意味におきまして、昨年度申し上げたとおり、重層的にグリーンインフラというのを考えていくということでございまして、近くあるいは連続する所に里山とか、仰られた通り田畑とか、そういった所の緑地ですね、そういった所との連携とか繋がり、そういったこともですね、周辺とのこのグリーンインフラの繋がりという点では、事業者を指導して行くときに、図書を作って行くときに、アセス課としてはですね、指導していきたいなと思っております。

また、そのようなことを、職員向けの資料なのですが、そこにもどういったふうに指導していくかということ、内部向け仕様にもこう纏めておきたいなというふうに考えてございまして、その様に対応するというところで予定しております。

【木下委員】 よろしいですか。

【奥会長】 はい、どうぞ。

【木下委員】 今のようなことですね、(本事業に係る配慮事項の)(5)の中で上の方、ここは重層的に書いてあるというふうに私は受け取っておりますけれども、やはり、周辺のそういう様な緑地、里山、田畑、そういった様なものの保全と、それからアセスによって生み出されるグリーンインフラですね、こういったようなものとの連続性といったようなものが、この(5)の中に立てる、その「連続性に配慮し」とか言うような言葉があった方がいいのではなからうか、というようなことを申し上げたつもりですけれども、そこまではもう上の方(基本的な配慮事項(1)の意)で読むから大丈夫だ、という理解でしょうか。

【奥会長】 はい、いかがでしょうか。

【事務局】 はい、事務局でございます。まさに御指摘のとおりでございまして、あの1番(基本的な配慮事項(1)の意)というのが「基本的な配慮事項」ということで、共通していくのですけれども、ここでそういう「連続性」、「まとまり」という言葉がありますとおり、ここできちんと読んでいく、ということでございますので、今、木下委員がおっしゃったとおり、事務局としてはそのような理解で大丈夫かな、というふうに認識しております。以上です。

【木下委員】 はい、分かりました。ありがとうございます。

【奥会長】 はい、よろしいですか。これまで議論してきた結果としてこの様な形でまとめました、という御報告ですので、内容的にもし不明な点など、ございましたら御質問いただければと思いますが、いかがですか、他の委員の方。大丈夫でしょうか。

はい、中村委員、どうぞ。

【中村委員】 すみません、(資料6用語集の)第「資料-16」頁の「低炭素電気」の最後の文章が、ちょっと、こなれていないような文章になっているので、「令和元年度に市内に供給する」というところですが、もうちょっと、どこかに点(句読点の意)を打つとか、この最後の2行ですね、ちょっと読んでいてスキッとこない文章になっているので、工夫してほしいです。以上です。

【事務局】 はい、分かりました。

- 【奥会長】 低炭素電気普及促進計画書制度の説明ですよ。
- 【事務局】 ちょっと読みやすいように、どこかに句読点を入れたりしたいと思います。例えば、この「導入率等の情報を」の後に点を入れるとか、その様なことを考えていきたいと思っています。
- 【奥会長】 はい。
- 【事務局】 大丈夫ですか。
- 【奥会長】 この文章は、低炭素電気普及促進計画書制度を説明しているわけですよ。
- 【事務局】 そうですね。
- 【奥会長】 そうであれば、この制度が低炭素電気の普及促進にこう資するものである、という事を、もう少し分かりやすく御説明いただいた方が良いでしょうか。
- 「この制度が創設されています」というよりは、この制度がどのような内容で、低炭素電気の普及促進に、どう活用していくのか、そこの御説明がもうちょっとあった方がいいのかもしれないかもしれません。事務局で御検討ください。
- 【事務局】 はい、分かりました。
- 【奥会長】 いいですか、他はいかがですか。よろしいでしょうか。他に特に無いようでしたら、それでは、ただ今の報告につきましては、以上とさせていただきます。
- 今の、低炭素電気の部分につきましては、文章をより分かりやすく見直しをしていただくという事ですけれども、その部分、若干修正が入りますが、今、御報告がありましたとおり、4月1日付で施行ということですので、それにつきまして皆様、委員の皆様には御理解いただきたいという事でございます。よろしく願いいたします。
- 他に御意見、無いようでしたら、本件に関する報告は終了とさせていただきます。
- 本日の審議内容につきましては、会議録案で御確認くださるよう、お願いいたします。では、本日の議事は終了となりますので、事務局にお返しします。

(4) その他（宮澤委員より傍聴者数について）

- 【宮澤委員】 ちょっと一言、お尋ねというか意見があります。あの、傍聴人の人数なのですが5人ということでだいたい運用されているのですけれど、これは増やす余地はないのですか。
- 【奥会長】 通常、今までは15名でしたか。
- 【事務局】 今まで20名でございました。
- 【奥会長】 20名だったのですね。今、コロナで密を避けるという意味で、会場にお越しいただく人数を5名ということで通常より4分の1ですね、削減して運用しているという状況になっています。
- 【宮澤委員】 5名とする合理的な理由は何かあるのですかね。要するに感染を防ぐというか、そうだと思うのですが、基本的には傍聴の公開を原則としているようですから、できるだけ希望する人は、入れるような環境を整えるという努力が必要かと思うのですが。5名以上とか5名じゃなくちゃ

いけないということはないかなと思うのですがいかがですか。

【奥会長】 事務局いかがですか。

【事務局】 去年の6月以前はですね、昔の貸しビルを借りていたので結構大きな部屋で、傍聴も多く入れてやっていたのですけれど、新市庁舎に來まして一応20名くらいしか入れないところなのです。それで、緊急事態宣言がございましたので一応今5名ということで、減らしているところがございます。当然、事務局の人数も減らしていますし、事業者の出席される方も減らしてもらっているという状況でございます。以上です。

【奥会長】 はい。

【事務局】 また、緊急事態宣言が解除されましたらですね、当然増やしていきたいと考えております。以上です。

【奥会長】 はい。宮澤委員、おっしゃる通り5名だったら大丈夫なのかとかですね、5名の根拠というのは、なかなか難しい。

【宮澤委員】 具体的にどうか分からないのですが、別の部屋でモニターを付けて見てもらうとか、なんかそういう努力というのは可能であればすべきだろうなというのが、私の意見であります。要望でございます。

【奥会長】 はい、物理的にそういう環境が整えられればですけども、市の方としてどうでしょうか。

【事務局】 今、割と希望者全員が、見る事ができている状況です。当然会長がおっしゃるように物理的なこともありますので、今後の検討課題にしていきたいと思っております。

【奥会長】 はい、本日も3名ですね、傍聴の方は。ですので、一応5名以内に収まっているので、それを今のところは上回る傍聴希望者は、このところ出てきていないと。

【事務局】 ここ最近はございません。

【奥会長】 それ以上いらっしゃるような、(傍聴を)希望される方が出てくるようであれば、やはりその運用の仕方、5名で限定してしまっているのか、切ってしまうのかということころは、検討しないといけませんけれども、物理的なこともあるということですので、そこは様子を見ながらできるだけ、もちろん希望される方には傍聴の機会を保障するという方向で検討していくべきだというふうに思いますので、そういうことでよろしいですか、宮澤委員。

【宮澤委員】 ですから、審査会は5名を限度としているという見解ではなくて、それ以上が來た時にはできるだけする対応するという姿勢でいて欲しいです。そうでなければ公開の意味はないと思います。

【奥会長】 そうですね。まあ、5名としておきつつも、6名当日いらした時に1名の方には帰っていただくのかとか、そういうことも出てくるでしょうから、できるだけ多くの方に傍聴できるようなそういう状況を整えていくという、そういう基本的な考え方で事務局の方としても状況を見ながら御対応をお願いしたいと思います。御検討いただければと思います。

それでは他の委員の方いかがですか、何かございますか。追加で大丈夫でしょうか、ありがとうございます。それでは本日の議事は終了ということで事務局にお返しいたします。

【事務局】 それでは本日の審議は終了しました。傍聴の方は御退出をお願い致し

ます。

(傍聴者退出)

資 料

- ・(仮称)相模鉄道本線(鶴ヶ峰駅付近)連続立体交差事業 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
- ・横浜市現市庁舎街区活用事業 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
- ・横浜市現市庁舎街区活用事業 環境影響評価準備書に関する補足資料 事業者資料
- ・横浜市現市庁舎街区活用事業 環境影響評価準備書における質疑及び意見の概要、事業者の説明等 事業者資料
- ・横浜市現市庁舎街区活用事業 環境影響評価準備書の概要及び説明会等のお知らせ 事業者資料
- ・配慮指針一部改定概要資料 事務局資料
- ・横浜市環境配慮指針(本編+資料編) 事務局資料